

路外駐車場の換気基準に関する検討委員会 設置趣旨

駐車場法で規定される路外駐車場のうち、自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上であるものの構造及び設備は、建築基準法その他法令の規定によるほか、駐車場法施行令（昭和32年制定）で定める技術的基準によらなければならないこととされている。この中で、建築物である路外駐車場の換気基準について、その内部の空気を1時間につき10回以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けることなどが規定されており、現在もこの基準に基づき駐車場の設計が行われている。

一方、昭和41年にガソリン車の一酸化炭素濃度規制が開始されて以降、自動車の排出ガス規制が年々強化されており、近年、自動車の環境性能の向上も相まって、自動車からの排出ガス量は大幅に減少していると考えられる。

このため、これらの社会情勢の変化及び技術革新の進展を踏まえ、現在の換気基準の妥当性を検証し、今後の換気基準のあり方を検討することを目的に、本検討委員会を設置する。